

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年10月29日（金）
開会 午後 1時00分
閉会 午後 3時25分
- 2 会 場 三次市役所本館3階 危機管理課前会議室
- 3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹
学校教育課長 中 村 徳 子
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育指導係長 藤 本 裕 佳 里
教育総務係長 沖 川 佳 代 子
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第22号 令和4年度就学児等の措置について（非公開）
 - (2) 議案第23号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について（非公開）
 - (3) 報告1 三次市地域部活動検討委員会設置要綱の制定について（公開）
 - (4) 協議1 学校規模適正化について（公開）

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

迫田教育長 前回の教育委員会会議以降の状況等について3点報告する。

1点目は、小中学校の状況について、小中学校では、10月1日以降、延期していた運動会や学習発表会、修学旅行などの校外学習を、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、内容や方法を工夫しながら実施している。中学校の部活動も再開し、交流大会等も開催されるようになり、子ども達の笑顔や元気な声が広がるようになった。また、10月21日から各校長と来年度の経営構想や人事構想についての考えを聞くための面談を実施しているところである。各学校では、校長が経営構想に基づいて11月上旬までに予算編成を行うことにしている。

2点目は、教育施策についての情報発信について、教育委員会総体で推進するコミュニティ・スクール、学校ICT、新学校給食調理場などの教育施策について、広くできるだけ多くの方に知っていただくということで、情報発信を進めている。10月11日に三次市PTA連合会役員を対象に説明を行ったことを皮切りに、現在、教育次長が各住民自治組織を訪問して説明を行っている。また、11月2日には、三次市民生委員児童委員協議会に説明を行うこととしている。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担いながら、お互いに協働して「ひとづくり」を進めるために、今後も事務局として、積極的に情報発信を進めていきたいと考えている。

3点目は、「サングリーン03クラブ」からの中学校生徒活動支援についてである。ちょうどピオネットで放送されていたが、共同組合サングリーン様から、市内12中学校の部活動への活動支援として、43万7,127円を寄付していただいた。これについては12月議会で補正予算案として上程する予定である。

教育総務係長 本日の会議は全員出席のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本教育委員会が成立していることを確認する。それでは、以降の進行を教育長をお願いします。

迫田教育長 これから議事に移る。本日の議案第22号は、児童生徒の就学措置に関する案件であるため、また、議案第23号は議会提出前の議案関連案件のため、公開になじまないものとする。については、三次市教育委員会会議規

則第14条第1項の規定により、議案第22号及び議案第23号は非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出がある。傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定による傍聴の手続きを行っていると認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により傍聴を許可する。傍聴の申し出があるため、本日公開案件である報告1及び協議1を先に審議することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。ただいまから会議を公開とする。

一傍聴人入室一

迫田教育長 ここから、報告1を公開で行う。傍聴の方は、お渡ししている注意事項をよくお読みいただき、静粛に傍聴していただくようお願いする。それでは、報告1について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 三次市地域部活動検討委員会設置要綱の制定について、別紙のとおり定めたため報告する。要綱制定の経緯については、文部科学省が、令和5年度から、段階的に中学校の部活動を地域移行していくという方針を示したことにより、各地域で実態は異なるが、実践研究を行いながら、三次市でも着実な部活動の地域移行を進めていくために、この検討委員会を設置するというものである。三次市で今後、地域部活動の段階的な移行を進めていくために、この委員会を設置する。学校における働き方改革を踏まえた、三次市の生徒にとって望ましい部活動のあり方を検討することとして、この要綱を制定している。委員会は、学識経験者、保護者代表、学校関係者、地域スポーツ団体代表、その他教育長が必要と認める者から7名以内で構成するものである。委員の任期は、その年度の3月31日までとし、再任を妨げない。委員の報酬は、三次市報償費支払い基準に基づいて支給することとしている。今後、早急に第1回目の委員会を招集し、検討を進めていく予定である。地域振興課のスポーツ振興係と連携し、地域や学校にど

のようなニーズがあるのか、調査を進めているところである。令和5年度から、円滑に地域部活動へ移行できるよう、本市に合った望ましい部活動の仕組みについて、今後検討していきたいと考えている。

小根森委員 第3条に、三次市立中学校の休日の部活動の地域移行に関わる基本的な考え方とあるが、これは休日のみのことなのか、また、委員構成からみて、スポーツを中心に考えておられるのか。

教育委員会事務局付課長 文部科学省から示されたのが、週休日における部活動の地域移行ということなので、まずは、週休日について考えていくこととしている。部活動については、まずスポーツに関する部活動から検討していくように考えているので、今は地域スポーツ団体代表者としている。それ以降、文化部へもだんだんと移行していきたいと考えている。

迫田教育長 その他質問等なければ、報告1については以上でよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 続いて、協議1に入る。学校規模適正化については、前回の教育委員会会議において、「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について」の「基本方針」について協議した。その際には主に、「学校の規模について」、「ICTの活用について」、「適正化の検討をスタートさせる時機について」、「適正化に向けた基本的な考え方」の大きく4点の意見をいただいた。

1点目、「学校の規模について」では、深水委員から、「規模の大小に関わらずと答申にはあるので、もう少し小規模校に配慮した表現にすべきではないか」ということ、小根森委員からは、「集団活動ができないことを強調するのではなく、少人数の良さ、頑張っている様子を示した方が良い」ということ、さらに、「三次市としては、集団生活を確保できない子どもたちの問題を解決することが必要であろう」という意見があった。

2点目、「ICTの活用について」では、深水委員、小根森委員から、「ICTの活用は、学級数を確保する手段にそぐわない。という記述は、意味が少し不透明ではないか」という意見があった。井岡委員からは、同じ箇所について、「すべてICTに頼るというのではなく、という表現があるので、特に違和感はなかったが、誤解されないような表現にする必要があるのではないか」といった意見があった。

3点目、「適正化の検討をスタートさせる時機について」では、深水委員から、「適正化の検討に、誰が、何をするのが見えない」ということ、小根森委員からは、「行政から積極的に関わるのかどうかということについては議論すべきではないか」ということ、そして藤井委員からは、「地域の方に、現在の学校状況、今後の見通し、そういったものをしっかりわかりやすく伝えていくということは重要である」ということ、井岡委員からは、「学校訪問に参加したとき、複式学級で学年に1人の学校を回ったが、その子がどんな気持ちで学習していたのかが気になる。地域の中であって、保護者からは言いにくいので、教育委員会から話し合いの場を設けることは大事である」といった意見があった。

最後4点目、「適正化に向けた基本的な考え方」については、委員の皆さんから、「目安を示した後の対応というのが大切なので、もう少し丁寧に記述をしていく必要がある」という意見をいただいている。細かいことは他にもあったが、今回は、学校訪問していただいたことや、これまでの議論も踏まえて、事務局で追加修正した基本方針案の第2稿について、協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、第2稿に至った経緯と内容について事務局の説明を求める。

教育次長 それでは、基本方針案の第2稿について、前回いただいた意見を中心に説明する。「はじめに」の下から7行目に、「答申」から「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小にかかわらず、これまでの小中一貫教育の実績、成果を踏まえつつ、各学校がそのよさを生かし、ICTを積極的に活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。」という文を抜粋して記述している。今回の「基本方針」は、「この答申を尊重しつつ、学校においては、児童生徒の一定の集団活動が可能になる学習環境が必要であることを踏まえ、学校規模及び配置の適正化の検討を進めていきます。」として、集団活動が可能になる学習環境の必要性について述べている。「3（1）児童生徒数の推移」については、前半に（表1）として、三次小中学校の児童生徒の推移を述べている。まず、①とし、平成22年度から本年度までの、各年度の

5月1日現在の児童生徒数を比較し、後半では(表2)とし、今後の児童生徒の推移を答申の資料から、令和4年度から令和8年度までの児童生徒数を推測したものを分けて記述している。また、推移を示すために掲載していた折れ線グラフは、あまり差を見分けられないので削除した。「4(3)ICTの活用」については、ICTを積極的に活用することで、学級や学年、学校の枠組を超えた柔軟な学習グループを編成することが可能となることを述べているが、中段の「このようにICTを積極的に活用することで」の書き出しのところで、学校にはICTの活用だけでは補いきれない活動もあることを述べ、最後に、現行の制度においては、学校間をICTでつないだ授業を日常的に行ったとしても、学級の児童生徒数や学級数を変更したことにはならないという制度上の扱いについて述べている。「5(1)の適正規模について」では、三次市の小中学校の状況において、令和3年度の複式学級を有する小学校が21校中9校あり、そのうち全学年が複式学級の学校が5校あること、現在、複式学級では、小規模の特性を積極的に生かした指導を行っていることを述べている。「イ 適正規模の考え方」では、「◎ 適正化することにより期待される主な効果」として、文部科学省の「手引」を参考に、主な効果を9点述べている。「(2)規模及び配置の適正化の対象について」では、「今後も依然として児童生徒数の減少傾向が続くと推測されることから、本市では、まず一定の集団活動が可能となる学習環境を整備することは必要と考えます。」として、規模の大小にかかわらず検討することは必要だが、まず、小規模校の検討を進めることの必要性を述べている。「(3)学校の適正化の検討を始める時期について」では、「学校規模適正化の検討を始める時機に関する目安にかかわらず、保護者や児童生徒、地域の方等の関係者に、早めに学校状況を伝える等の積極的な取組が必要と考えます。」と述べ、学校状況について、教育委員会から、保護者や児童生徒、地域の方等に早めに伝える取組が必要であると記載している。「(4)適正化に向けた基本的な進め方について」として、適正化を進める場合の考え方を述べている。まず「① 現状の情報提供」では、目安の対象学校の保護者や地域の方に、児童生徒一人ひとりの学びについて考えていただき、早めに学校の状況を伝え、必要に応じ

て、児童生徒一人ひとりの学びについて考える中で、学校の規模及び配置の適正化について、小中一貫教育を基盤とした各校区の成果や課題を検証しながら、行政、保護者及び地域が十分に議論を尽くし、結論を出していくこととしている。続いて「② ICTの利活用による豊かな教育機会の保障」及び「③ 小中一貫教育の充実、発展とその魅力の発信」にあるように、教育委員会としては、学校の規模の大小にかかわらず、ICTの利活用による豊かな教育機会の保障と小中一貫教育の充実、発展、学校の魅力の発信に努めることを記載し、「④ 学校統合による適正化」として、保護者、地域の方等が児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点で十分に議論され、その結果として「統合」という意見を出された場合は、「広く合意形成を図った上で、隣接する複数の小学校または中学校の統合を行います。」その場合、「保護者や地域の方の意見を最大限に考慮し、実態に応じた方法により行うこととします。」「統合による環境変化に対応し、児童生徒や保護者、地域の方の不安や動揺を最小限とするよう関係校の学校関係者や教育委員会等で協議を行い、統合までの間の交流について十分な検討を行うほか、学習面、精神面に配慮した体制づくりに努めます。」としており、このように、適正化を進めていくことについて述べている。

迫田教育長 それでは、各委員からの意見をお願いします。

小根森委員 文部科学省の「手引」4章に「小規模校を存続させる場合の教育の充実」がある。「基本方針（案）」にも、「地域の実態その他により特別な事情があるときは、適正化を統合によるものでないこともある。」と書いてある。三次市では、この適正化を学校統合によるものにするのと、また、統合しないこともあるのかということも議論して、「どちらも選べるようにするのか、それとも、適正配置は統合によるとするのか。」ということは避けて通れないのではないかと思う。「5（4）適正化に向けた基本的な進め方について」の中に、統合によらない適正というか、少人数のままでもいいかという学校を存続させていくかということに対する検討はないが、そこは少し余韻をもたせるといいか、そういう考え方もできるということも示してもいいのではないかと思う。

迫田教育長 前回も意見があったかと思うが、いろいろな形で関係者と協議をして、

「最終的に統合しないという選択もあり」ということを書いてもいいのではないかとということでしょうか。

小根森委員 そこは、やはりきちんと議論しておくべきではないかと思う。

迫田教育長 このことについて、前回意見をいただいております、事務局として、その意見についてどうするかを検討し、まず保護者や地域の方、関係者に「子どもの豊かな教育環境、学びの教育環境をどう保障していくのか」ということをしっかり議論をしていただく中において、「基本方針」に最終的な結論を書いてしまうことは、馴染まないのではないかとということも議論した。結果としてどうなるかということよりも、まず情報提供をし、いろいろな形で、今ある課題を乗り越える工夫をして、さらに、そのような状況の中でしっかりと教育を充実させて、魅力を発信しながら、協議を重ね、その上で、最終的に適正化という流れになる。目安＝適正化として統廃合するという流れではなくて、十分な協議を踏まえた形で、最終的なゴールとして統廃合があるかもしれないが、一足飛びにするようなものではないということを進め方として示しているのです、今、小根森委員が言われたことを、文言として「基本方針」に入れるかどうかについては、しっかり意見をいただきたいと思う。

小根森委員 「5（4）適正化に向けた基本的な進め方について」の結論が、「④ 学校統合による適正化」になるのだと思うので、統合と決めていいのかわか、決めるのだったら決めると議論して、そのようにすればいいと思う。

藤井委員 言われる意味はよくわかる。「④ 学校統合による適正化」とあるからには、統合ありきの表現になっていると感じる。④の前に「統合によらない適正化」という項目があれば、そこまで考えてあるということが、市民目線からするとわかりやすいと思う。どうしても受けとめ方があると思うので、教育長が説明されたようなことが踏まえられていたら、統合ありきの適正化とは受けとめがたいと思った。

井岡委員 私も、「④ 学校統合による適正化」という文言があったので、こういう方向で一歩前に出たのかと感じた。ただし、他にどのような方法があるのかということ、文科省が示した「手引」をよく読んでみても、三次市の実態に合致するものがあるかと言うと、正直どうだろうと思う。だから、そ

それぞれの地域の実態に応じて、議論を尽くさなければいけないのではないかと思います。保護者や地域の方は、誰も統合をしたいとは思わないと思う。だけど、そうせざるをえない、子どもの安全とか、通学路の安全確保などのいろいろな理由があって、そういうことも含めて、いろいろ議論していかなければいけないと思う。文科省の「手引」を読んでみて、議論した上でこういうことが出てきたのではないかと思います。

小根森委員 「④ 学校統合による適正化」で、「4 適正化に向けた基本的な進め方について」が括られている。締めくくりは「議論を尽くす」ということを、地域の実情に合わせて、どのような教育をそこで行うのか、コミュニティのあり方等の検討を十分にするということが、最後にあればいいと思うのが、最後に「学校統合」が結論となるのはどうかと思う。

迫田教育長 今までの議論を整理すると、この表現では、最終的に統合という形で適正化をするように取られるのではないかと思います。最終的には、あくまでも議論を尽くした結果であって、まずしっかり実態を知っていただき、子どもにとっての環境はどうあるべきかを十分に議論すると同時に、それを乗り越えるような工夫もしていく中で、最終的な結果としてどうするかということは、それぞれの学校の状況の実態や、それぞれの考えの合意形成に委ねるという流れがよいということによろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 事務局として提案している文章の思いは、そういう流れと変わってはいないが、やはり誰もが読んでわかりやすいものにするということで、意見をいただいた。今の部分については合意をいただいたので、進め方の流れも含めて修正し、検討を進めるということで次回につなげていただきたい。

小根森委員 前回、深水教育委員が「規模の大小にかかわらず」ということを言われていたと思うが、そのことは「はじめに」のところで取り入れられたと考えてよろしいのか。

迫田教育長 三次市において、国の法令で示されている標準学級に達しているのは、八次小学校、十日市小学校で、あとは標準規模には達していない学校である。そこまでの大規模でないのであれば、「規模の大小にかかわらず」という

議論よりも、一定程度の集団できちんと活動が可能なのかどうかということについて、しっかりした議論をすることが先になるのではないかという意見もあったので、そのことはあえて「はじめに」のところに明記している。もちろん、いろいろな学校の実態や、規模の大きい小さいは市内でもあるので、その中での教育環境の協議は、当然に進めていかなければいけないが、本当に一定程度の集団活動が可能でない中での学びは、何とか改善していくことを焦点化する必要があるのではないかと整理している。

教育委員会事務局付課長

今のことについて、「5（2）規模及び配置の適正化の対象について」の中で、「小学校及び中学校について、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、規模及び配置の適正化を進めていきます。」とし、「児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から」ということをはじめに述べて、その後に現在の状況を述べている。現在、小規模校においては特性を生かした教育活動をしっかり行っているが、今後、児童生徒の減少傾向が続くことが推測されるので、本市では、“まず”一定の集団活動が可能となる学習環境を整備することが必要なのではないかと考え、まず現状を見て、今後推測されることも考えた中で、一定の集団活動が可能となる学習の集団のことから考えていきたいと思います、としている。大きくは、はじめに、大小の規模にかかわらず、ICTを活用した教育環境の保障や、小中一貫教育、さらにはコミュニティ・スクールを行いながら、地域と繋がった学習活動をしていく学校にしていく。しかし、三次市の課題として、極小規模な学校の課題を検討していくことが必要ではないかという考え方を示している。

小根森委員

私が望んだことを記述してもらいありがたく思う。

藤井委員

今、課長が言われた、まず一定の集団活動が可能となる、という一定というのは、やはり人数になると思う。2人以上何人未満とは言わないが、言葉では表しにくいとは思う。実際、学校訪問すると、極端な極少数の学校が存在しているということも現実なので、そこをどうにかしたいのであれば、具体的な対策になる方針にならなければいけないと思う。言葉だけに限らず、実際に具体案という表現が必要であると思う。

迫田教育長

一定程度の集団ということに、例えば数字とか、わかりやすさがあつたほ

うがいいのではないか、それとも今の表現でいいのではないか、といったところについていかがか。

藤井委員 現状では、このような表現にならざるをえないと思う。やはり数字が出てくると、それが一つの原案にはなるので、協議は必要になると思う。

井岡委員 この表現はこれでいいと思う。これ以上具体的にと言われても、それはなかなか文字にはできないところだと思う。また、市の中心部に近いところの小規模校と、離れているところの小規模校では違うので、幾ら数字を示しても、捉え方の違いがあるので、そういう意味で、一定という表現でいいと思う。

深水委員 第1稿と第2稿では、比較的にとてもよくなったと感じている。総論の話をする、「適正化の言葉の定義」という話があったと思うが、それ以前に、今の小規模校の現状で言うと、いろいろなところもあるし、問題もあるという議論だった。現在においても、未来においても小規模の可能性を追求できるような方針になって欲しいと思う。前回の方針では、例えば小規模だとかこういう問題点がありよろしくないから変えていこうといった「今、通っている人たちはどうなのか。」ということが非常に気になったが、そこをうまくフォローしてあると思う。小規模校の可能性ということも一つの選択肢として残してもらいたいと前回も言われたが、そのことがうまく生かされていると思う。特に最後の2ページにわたっている「進め方」は、「答申」をうまく踏まえた形で書き込まれているのでよいと思う。もう一つは、教育委員会からの答申依頼にICTという言葉を入れたと思うが、このICTを「基本方針」にどう生かすかということで、2点お願いがある。「4（3）ICTの活用」のところ、今の小規模校の可能性と同時に、やはり三次市としては、市長の方針もあるので、ICTの可能性を追求するという思いを書き込んでいただきたいと思ったが、残念なのは最後のところが、「現行の制度においては、学校間ICTでつないだ授業を日常的に行ったとしても、学級の児童数生徒数や学級数を変更したことにはなりません。」と、この文章を結ばれているが、これは教育委員会の言葉としていいのだろうかとは少し思っていて、例えば文部科学省が規制側として、「このようなことはありません」と説明するのな

らいいが、教育委員会の文章として、最後に「なりません」で結んでるのは少し残念な感じがする。その可能性をやっぱり追求していくという側面が欲しいと思う。具体的には、「ただし、学校教育には」のところから「なりません」までを前半に持ってきて、「ただし」の前の「軽減のためにICT活用を図ります」の文章が最後に来れば、この一節の印象も全然違ってきて、単なる規制ではなく、頑張るというイメージで結ばれていく。このことはとても大切なことだと思う。そしてもう1点、「6『三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化』に係る基本方針」の見直しについて、小規模校の統合ということが方針には強いが、「答申」でも「大小にかかわらず」ということが出てきており、しかもこの「基本方針」では、「大規模校のデメリット、メリット」を比較してあるので、これもやはり放置はできないと思う。前回の会議の中で、教育長が言われたように、「三次にはここで言う定義の大規模はない」というのも一つの見方だと思う。ただ、やはり「基本方針」にある限りは、「適正化の対象」や「検討を始める時機」のところに、大規模校とは触れられなくても、今後の傾向の中でこの大規模的なデメリットが現れたときには、それを検討していくという一文があると、そのこともフォローできると思うので、「6」の今後の見直しの中に、「大規模化したデメリットが明らかに表出してきたときには、考えていかなければならない」とフォローしてあれば、「大規模校のデメリット、メリット」の比較も生きてくると思う。細かいところでは、「整備や適正化は(・)必要」ではなくて、「整備や適正化も(・)必要」としたほうが、いろんな選択肢の中の一つなのだという表現になるので、「てにをは」を丁寧にすれば、全体の印象は非常に良いものだと思う。

迫田教育長 ICTの活用については、可能性がまだまだこれからあるという発展的な意味合いとして見えるような表現をすること、そして、「6」の「今後の見直し」では具体的に言っていたが、大小にかかわらずというところで、一定規模の集団の学校について課題が見えたときには、教育環境として協議したり検討したりしていくことも見えるようにしておくべきではないかということであった。

小根森委員 ICTは、これからどうなっていくか、まだまだ発展する可能性があるの

で、未来は明るい感じで書いた方がよいと思う。大規模校のメリット、デメリットは必要か。大規模校のメリット、デメリットを見れば、三次のよさが見えてくるということもあるかもしれないが、いるのかどうか、もう1回検討する必要があると思う。

迫田教育長 焦点化をして小規模、大規模というように定義づけで言えば、法令的なものでしか言えないが、文部科学省の「手引」を基に大規模校ということをあえて入れる必要があるかどうかということについてはいかがか。

深水委員 私はあった方がいいと思う。逆に小規模校で頑張っている三次のよさが見えてくるところでもあるので、あってもいいと思うし、将来的な問題としてどういうことが起こるかわからないが、大規模校のデメリットが生じる可能性もあるので、あってもいいのではないかと思う。

井岡委員 確かに大規模校はないが、比較するという意味で、大規模校のデメリットは、裏を返せば小規模校のメリットだと思う。大規模校までではなくても、人数が多い学校ではこのようにしていて、小規模校にはこういうよさがある、ということが浮き彫りになるのでいいと思う。あったほうがよりわかりやすい。ずっと小規模校で育っている地域の方や保護者の方への情報提供になるのではないか。

藤井委員 同じ意見になるが、比較対照するのに小規模校のメリット、デメリットだけだと、そちらしか見えてこない内容のものになるので、大規模校ならではの問題も適正化していくということには、メリット、デメリットもあったほうがわかりやすくなる。なければ全く見えないものになるので、ある方がそういう議論もできるのではないかと思う。

迫田教育長 あえて提起していただいたと思うが、全体を通して大小の規模にかかわらずやるという「答申」を踏まえていることや、いろいろな意味で三次市のよさをしっかり伝えることにもつながるのではないかと、また、規模の違いをある程度わかりやすく示すことも、市民や保護者、地域の皆さんにもしっかり理解をしていただきやすいのではないかという意見でまとめさせていただき、残すということによろしいか。

委員一同 一異議なし

深水委員 今、大規模があるかないかという話をしたが、5ページでは大規模の基準

が記載してある。

迫田教育長 「答申」でこのように整理されているものを、そのまま使っている。

深水委員 大規模と書けば、5ページを参照することになるので、大規模校のメリット、デメリットのところには注書きが必要であると思う。

迫田教育長 5ページの大規模と、8ページの大規模の文言は完全一致ではなく、文部科学省の「手引」の大規模はもっと大きいので、そこをわかりやすく表記する。

小根森委員 この「基本方針」の「はじめに」では、とてもいろいろ思いがあっていると思うが、「6」がとても短い。「見直しについて」ではあるが、やはりここに、今後についてということ、今回どういう思いで、子どもたちにどんな力をつけたくて、どんな教育環境にしたいか、適正化について考えたのかということ盛り込んで、未来を見通した考えを1ページぐらいは入れたほうがいいのではないかと思う。

迫田教育長 タイトルは別にしても、この方針全体のまとめに当たるものとして、このようなねらいや思いでこの「基本方針」を示しているが、しっかりこれから先の見直しや、未来に向けて進めていく基準にしていくことを書き加えるということによいか。

深水委員 まとめ言葉でもあるので、確かにもう少し書き加える方がよい。

藤井委員 1ページでしっかり言葉をまとめるような形で締めくくる方が、私たちも説明する機会には非常にありがたいと思う。

井岡委員 ICTや小中一貫教育の充実など、三次市に言えること、魅力として発信したいものを盛り込めばと思うが、それらも途中で何回も出てくる。ただ、まとめということになれば、少し寂しいと思う。

迫田教育長 文部科学省の「手引」のように、「はじめに」があるのだから「おわりに」とタイトルをつけて、そこへ書き込むということによいか。

委員一同 ―異議なし―

井岡委員 「5（1）適正規模について」のところに、「また、児童の生きる力を高める取組」とある、「生きる力」は高めるという表現ではなく、「育む」や「育成する」、「育てる」と表現すると思うので検討をお願いします。

迫田教育長 精査していくことも同時にしていけないといけないので、根拠のあるも

のについては、きちんと根拠に基づいて文言を使わないといけない。今、言われたことも確認し、修正が必要であれば修正する。それでは、その他意見等なければ、協議1についてはここまでとし、いただいた意見を踏まえ、また事務局で修正をした上で、できるだけ早めに教育委員会会議で引き続き検討を重ねていきたいと思うがよろしいか。

委員一同 一了承一

迫田教育長 ここで5分休憩とする。

—5分休憩—

迫田教育長 それでは再開する。

議案第22号 令和4年度就学児童等の措置について

(個人情報を含む案件のため非公開)

議案第23号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

(議会提出前の案件のため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。